

国 不 動 第 6 6 号
令 和 3 年 9 月 1 日

各都道府県主管部長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う
宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について

令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。以下「整備法」という。)において、行政手続及び民間手続に係る国民の負担や利便性の向上を図るため、押印を求める行政手続・民間手続について、その押印を不要とするとともに、民間手続における書面交付等について電磁的方法により行うことなどを可能とする見直しが行われた。

整備法の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第224号。以下「整備政令」という。)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する省令(令和3年国土交通省令第53号。以下「整備省令」という。)が制定され、所要の規定の整備が行われたところである。

これに伴い、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 宅地建物取引業法関係の改正内容について

- ・ 整備省令により、宅地建物取引業者がその従業者に携帯させなければならないとされている従業者証明書における押印規制を廃止する。

2. 積立式宅地建物販売業法関係の改正内容について

- ・ 整備省令により、積立式宅地建物販売業者がその従業者に携帯させなければならないとされている従業者証明書における押印規制を廃止する。

以上